

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月28日
【事業年度】	第52期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社タカヨシ
【英訳名】	TAKAYOSHI, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高品 政明
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
【電話番号】	043 - 276 - 7007（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 劔持 健
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
【電話番号】	043 - 276 - 7007（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 劔持 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月
営業収益 (千円)	14,009,395	14,944,061	5,782,673	5,165,967	5,528,207
経常利益 (千円)	73,306	182,400	144,152	391,728	650,965
当期純利益または当期純損失 (千円)	50,362	67,685	144,974	284,381	593,800
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	430,000	430,000	430,000	430,000	4,300,000
純資産額 (千円)	918,723	985,742	844,897	559,495	35,414
総資産額 (千円)	5,334,107	5,198,343	4,190,230	4,295,177	4,779,166
1株当たり純資産額 (円)	213.66	229.24	196.49	130.12	8.24
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (円)	11.71	15.74	33.72	66.14	138.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	17.2	18.9	20.2	13.0	0.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	387,800	791,403	1,113,316
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	544,419	244,960	420,024
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	860,576	404,244	431,447
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	815,140	957,339	1,219,183
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	84 [533]	86 [604]	88 [587]	86 [587]	91 [645]
株主総利回り (比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第49期における当期純損失の計上は、固定資産の減損損失及び売却損並びに貸倒損失等を計上したことによるものであります。
3. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第48期及び第49期は潜在株式が存在しないため、第50期から第52期は、新株予約権の残高がありますが、第52期まで当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率は第48期から第51期は債務超過であり、第52期は期首において債務超過であるため、記載しておりません。
8. 株価収益率については、第52期まで当社株式が非上場であったため記載しておりません。
9. キャッシュ・フローに係る各項目については、第48期及び第49期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
11. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
12. 第48期及び第49期の主要な経営指標等については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
13. 第50期から第52期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人により監査を受けております。
14. 第50期より、生産者の商品に係る営業収益は、お客様から受領した販売代金から生産者へ支払う仕入代金を控除した純額で表示する方式に変更しております。
15. 株主総利回り及び比較指標、最高株価、最低株価については、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
16. 当社は、2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
1970年12月	千葉県木更津市において事務機器販売を行うため、有限会社高芳商事（現当社）を設立 資本金100万円
1979年11月	株式会社に改組し、株式会社タカヨシへ商号変更
1980年 9月	ホームセンター業界に進出。千葉県夷隅郡大原に初出店
1984年12月	本社事務所を千葉県木更津市から千葉市稲毛区小中台町へ移転
2000年 9月	ホームセンター清見台店（現わくわく広場清見台店 千葉県木更津市）の一角で農産物直売所を開始
2001年 7月	「わくわく広場」の1号店として八街店（千葉県八街市）を開店
2002年11月	本部事務所を千葉市稲毛区小中台町から千葉市緑区古市場町へ移転
2009年 4月	初のモール店の出店として、複合商業施設「ピアシティ 荒川本郷」にわくわく広場 荒川本郷店（茨城県稲敷郡阿見町）を開店
2011年 5月	近畿地方初出店となる わくわく広場 イオンタウン鈴鹿店（三重県鈴鹿市）を開店
2011年 6月	わくわく広場 イオン野洲店（滋賀県野洲市）に和シュラン（注1）を初めて導入
2011年10月	中部地方初出店となる わくわく広場 ららばーと磐田店（静岡県磐田市）を開店
2011年10月	本部事務所を幕張テクノガーデン（千葉市美浜区）へ移転
2012年 4月	九州地方初出店となる わくわく広場 イオン上峰店（佐賀県三養基郡上峰町）を開店
2014年 4月	わくわく広場の50店舗目（注2）となる わくわく広場 フォレオ大津一里山店（滋賀県大津市）を開店
2014年 6月	中国・四国地方初出店となる わくわく広場 エミフルMASAKI店（愛媛県伊予郡松前町）を開店
2017年 6月	わくわく広場の100店舗目（注2）となる わくわく広場 イーアス高尾店（東京都八王子市）を開店
2019年 4月	東北地方初出店となる わくわく広場 イオンタウン仙台泉大沢店（フランチャイズ、仙台市泉区）を開店
2021年 4月	北海道地方初出店となる わくわく広場 アリオ札幌店（札幌市東区）を開店
2021年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

（注）1. 国内メーカーにより国産原料を基準に製造された調味料等の加工食品を「和シュラン」と名付け、当社商品のブランディングに使用するため、商標権を取得しております。

2. 現在閉店している店舗を含めた累計の出店数となります。

3 【事業の内容】

当社は社是として「わが社は常に、お客様に支持され愛される企業でありたい」「わが社は常に、従業員、取引先、株主が共に繁栄できる企業でありたい」「わが社は常に、時代のニーズに対応できる企業でありたい」を掲げ、変化に挑み続けるDNAを活かし、世の中から必要とされる企業を目指します。

（事業モデル）

当社は「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の生産者・食品メーカー等に対して、自社での設備投資を必要としない新たな販路を提供する「シェアショップ事業」を全国100以上の「わくわく広場」の店舗を通じて展開しており、野菜・果実、パン、お弁当・惣菜、加工食品（佃煮、豆腐等）、和洋菓子、日本各地の調味料、花などの商品を販売しております。

そのうち約8割の店舗はショッピングモール内にテナント（モール店）として出店し、残りはロードサイド型の路面店として出店しております。また、一部の店舗では当社がフランチャイザーとなり、フランチャイジーからロイヤリティ収入を得ておりますが、直営での出店を基本としております。

なお、当社事業は「シェアショップ事業」の単一セグメントであります。

店舗数の内訳（2021年9月30日時点）

7 地方区分	直営店		フランチャイズ店	計
	モール店	路面店	モール店	
北海道地方	2	0	0	2
東北地方	0	0	1	1
関東地方	57	22	0	79
中部地方	17	0	1	18
近畿地方	10	0	0	10
中国・四国地方	1	0	0	1
九州地方	6	0	0	6
計	93	22	2	117

当社は、自社物件にて、または、ショッピングモールや物件オーナーから売場を賃借し、シェアショップ事業を体現する場としての「わくわく広場」を展開しております。

「わくわく広場」では、店舗周辺地域の農家やパン屋、和洋菓子屋、飲食店、惣菜店などといった生産者から登録を募り、登録した生産者（以下、生産者）に対して当社の売り場を販売場所として共有するシェアリングサービスを提供しております。当社は生産者のためのプラットフォームとしての役割に徹することを原則としており、生産者は、自らの商品を「わくわく広場」の店頭で直接納品・陳列し、当社は売り場管理やレジ業務をはじめとした店舗運営を行い、当社は店舗に出品された商品についての在庫リスクを負わない仕組みとなっております。

当社では店頭で陳列された商品のうち、お客様にお買い上げいただいた商品について、お客様への販売価格を「流通総額」として集計し、当社事業の伸長を図る重要な経営指標として注視しております。

また、当社は生産者自身で決定した消費者への販売価格に対して、当社が定める一定の料率をもとに算出した仕入金額で生産者から販売商品を仕入れる消化仕入方式を採用しており、当社は流通総額から当該仕入金額を差し引いた金額を財務諸表上の「営業収益」として計上しております。消化仕入方式に係る一定の料率については、当社の営業収益や利益に重要な影響を及ぼすものでありますので、社内で慎重な議論を重ね、生産者の利益、商品が納品される頻度や市場動向等を勘案して、野菜・果実、弁当・惣菜・パン類、加工品といった商品分類毎に50%から80%の範囲で当社が決定しております。

商品販売に関する資金の流れとしては、当社がお客様のお買い上げ代金（販売代金）を一度預かり、販売された商品についてのみ、仕入代金分を販売の翌月に生産者へ支払っております。

また、ロードサイド型の路面店は地域の生活インフラとしての役割も担っておりますので、上記に加え生活必需品を中心とした商品（定番商品等）を、メーカー等から仕入れ、当社の在庫とした上で販売を行っております。なお、当該形態での販売額は、2021年9月期において店頭でお客様に販売される金額のうち約3%です。

上記の事業モデルを図示すると以下のとおりとなります。

[事業系統図]



(事業の特徴)

当社は「シェアショップ事業」を通じて、地域の中小規模の生産者に販売機会を提供するシェアリングサービスのプラットフォーム運営者として、生産者とお客様をつなぎ、生産者の収入の極大化、お客様にとって新鮮な地元の一次産品及び加工品の購入、当社の収益の極大化、という3要素の鼎立を可能とする事業モデルを確立しております。

A 単なる小売業ではなく、プラットフォーム型の店舗スペースのシェアリングサービス

「わくわく広場」は、一見通常の小売店の外観を有しているものの、店頭に並ぶ商品は当社が発注・仕入を行った商品ではなく、原則として多数の生産者が自らの意思で出品している商品により構成されており、委託販売スタイルの食のプラットフォームとなっております。

店舗を構えた小売業の場合、商品を仕入れて販売者が在庫として抱えた上で販売を行う形式が一般的ですが、当社のビジネスモデルは、インターネット上のフリーマーケットのようなプラットフォーム型のシェアリングサービスでありながら、実店舗でのリアルな販売スペース(平台やテーブルの一部)を地域の生産者と共有しているという特徴を有しております。生産者にとっては、在庫リスクは負うものの、販売力のある当社の売り場を自らの売り場として利用することができる仕組みとなっております。

こうした特徴から、店頭商品の大部分は生産者が所有権を有したままの商品であり、当社の棚卸資産としては計上されないため在庫回転日数が短くなっている上、お客様のお買い上げ代金を一旦当社が預かり、翌月に生産者にお支払いしていることから、当社では資金流入が資金流出よりも先行するビジネスモデルとなっております。

B 生産者にとっての使い勝手が良い「第2の販路」

「わくわく広場」へ出品を希望する生産者は、「わくわく広場直売所会」への登録を条件としておりますが、登録に際しては、各種営業許可や免許等の審査はあるものの、登録料・保証金を徴収しておりません。また、出品にあたっては特段の設備投資や人材投資は必要なく、生産者自身で新たに店舗を構える場合と比較して低いコストで新店舗をオープンさせたり、新たな販路を開拓したりするのと同様の効果を得ることが可能となります。

また、生産者は、自身の商品を「わくわく広場」の店頭で直接納品・陳列する以外にも、宅配便や一部地域では当社運営の物流センターを通しての出品ルートも活用することで、1店舗だけではなく、当社が運営する全ての店舗を自らの売り場として利用することができる仕組みとなっています。

さらに、契約制ではなく登録制であることから、「いつ・何を・いくつ・いくらで」出品するかを生産者が自由に決定することができるため、出品の頻度や時間帯、出品商品の種類や量・値段を自らの都合でコントロールすることが可能であり、出品に伴うメリット・デメリットを検証しやすく、出品を継続するにあたっての負担も少なくなります。そのため、生産者自身の資本金力、人員及び信用力だけでは出店・出品が難しいようなショッピングモールを中心とした集客力のある売り場での販売機会を得るための障壁が、生産者にとって低いものとなっております。

C 「農産物直売所」ではなく、シェアショップ事業を通じた「地域を結ぶ直売広場」

2000年に当社が直売事業を開始した当初、「わくわく広場」は、農産物を中心とした農産物直売所としてスタートしました。現在も農産物は依然として主力商品の一つではありますが、野菜・果実以外に店舗周辺地域のパン屋、和洋菓子屋、飲食店などの商品や、日本各地の中小規模の食品メーカー等が作る各種加工食品や調味料といった、農産物以外の商品を取り扱う生産者の出品もあり、2021年9月期の流通総額（店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高）における商品の種類別割合は野菜・果実が約30%、弁当・惣菜・パン類が約31%、加工品等が約23%、その他が約16%といった構成となっております。このように、現在では「わくわく広場」は、地元の新鮮な産地直送（産直）の野菜以外にも、様々な地域の商品をまとめて手に入れることができる「地域の食のセレクトショップ」となっております。

当初は農産物直売所からスタートしたシェアショップ事業ですが、現在では「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトに掲げ、地域にあるおいしい商品を集め、地域の生産者とお客様をマッチングさせ結びつけることにより、地域経済の活性化に貢献するという社会的使命を果たしております。

D ローカルサプライチェーンの漸次形成とローコストな店舗オペレーション

「わくわく広場」では、商品供給網は地元の生産者を中心に形成しており、出品する生産者の増減を繰り返しながら、地元の生産者による地元の供給網（ローカルサプライチェーン）が徐々に形成されるという特徴があります。そのため、生産者の増加、お客様への認知、集客の向上というスパイラルを繰り返すことで、店舗の売上が遡増していく傾向があります。

また、ローカルサプライチェーンを前提とすることで、流通コストの発生が抑えられるとともに、値付けや陳列などの通常の店舗業務の一部は生産者自らが行うほか、チラシを中心とした販促は商品の特性上難しく、店舗設備も平台、冷蔵ケース及びレジなどとなり特別な販売設備が必要ではないため、店舗運営はシンプルかつローコストとなっております。

(主要な経営指標)

当社の主な経営指標は以下の通りです。

	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
流通総額(百万円)	14,009	14,944	14,783	16,089	19,109
期末店舗数(合計、店)	103	108	106	111	117
うち 直営店	102	107	104	109	115
うち モール店	77	82	80	87	93
うち 路面店	25	25	24	22	22
登録生産者数	15,779	16,821	18,402	20,667	23,516

(注) 1. 流通総額: 店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高です。

2. 第50期より、お客様から受領した販売代金から生産者へ支払う仕入代金を流通総額より控除した金額を営業収益として財務諸表上の表示としております。

3. 流通総額については、PwC京都監査法人の監査対象外です。

4. 登録生産者数: 「わくわく広場直売所会」へ登録されている生産者の各期末時点の件数

5. 記載値は表示単位未満を切り捨てております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91 [645]	37.8	10.9	4,561

- (注) 1. シェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社には、1996年に結成された労働組合があり、UAゼンセン専門店ユニオン連合会に加盟しております。2021年9月30日現在、同連合会に入会している従業員数は53名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「わくわく広場」の運営を通じて、ビジョンとして掲げる「安心と笑顔が広がる世界をつくる」ことを実現してまいります。そのために、プラットフォーム型でありながらリアルな店舗を有しているという特徴的なビジネスモデルに磨きをかけるとともに、他のお店では買う事の出来ない商品を取りそろえることで、お客様が当社の店舗を目指して来店して下さるデスティネーションストアの構築を目指してまいります。

(2) 中長期的な経営戦略

当社では、プラットフォーム成長の鍵は「場」と「ユーザー」の拡大であると認識しております。

そのため、シェアショップ事業における「場」である店舗数を積極的な出店戦略により伸ばすとともに、「ユーザー」である登録生産者数を伸ばすことにより、全体的な流通総額の拡大を図る方針であります。当社ではお客様から受領した販売代金から生産者へ支払う仕入代金（予め登録時に生産者に同意いただいている当社で決定した一定の料率で算出した金額）を流通総額より控除した金額を営業収益として財務諸表に表示しておりますので、流通総額の拡大が営業収益及び利益の増加に重要な影響を持つ指標と認識しております。以上のことから、当社の重要な経営指標として、流通総額、店舗数及び登録生産者数を注視し、成長に向けた経営資源の投資を継続してまいります。

「場」の拡大に向けて

店舗数の拡大に当たっては、以下の戦略を織り交ぜることにより、全国的な展開エリアを拡大させつつ、バランスよくドミナント化を進めてまいります。

(a) 地域ドミナントの深化

他の小売店と同様、当社のビジネスモデルにおいても、ドミナント化を進めることにより店舗運営の効率化を図ることが可能となります。

シェアショップ事業においては、地域ドミナントが深まることにより、既存の生産者にとっては、近隣の出品可能な店舗が増え販路拡大になるとともに、新規の生産者の商品が既存の店舗にも増えやすくなる傾向があり、既存のローカルサプライチェーンを新規出店に当たり活用することができるため、出店効率を高めることが可能となります。

(b) 未出店エリアへの拡大

シェアショップ事業においては、ローカルサプライチェーンを店舗周辺で漸次形成することが前提となっており、既存のサプライチェーンの存在を出店に当たって必要としておりません。そのため、既存店や物流網が無い未出店のエリアであったとしても、将来的なドミナント化を見込むことができる地域であれば新たな店舗を通常の出店投資と同様の範囲で行う事が可能となっており、出店エリアの拡大を進めてまいります。

「ユーザー」の拡大に向けて

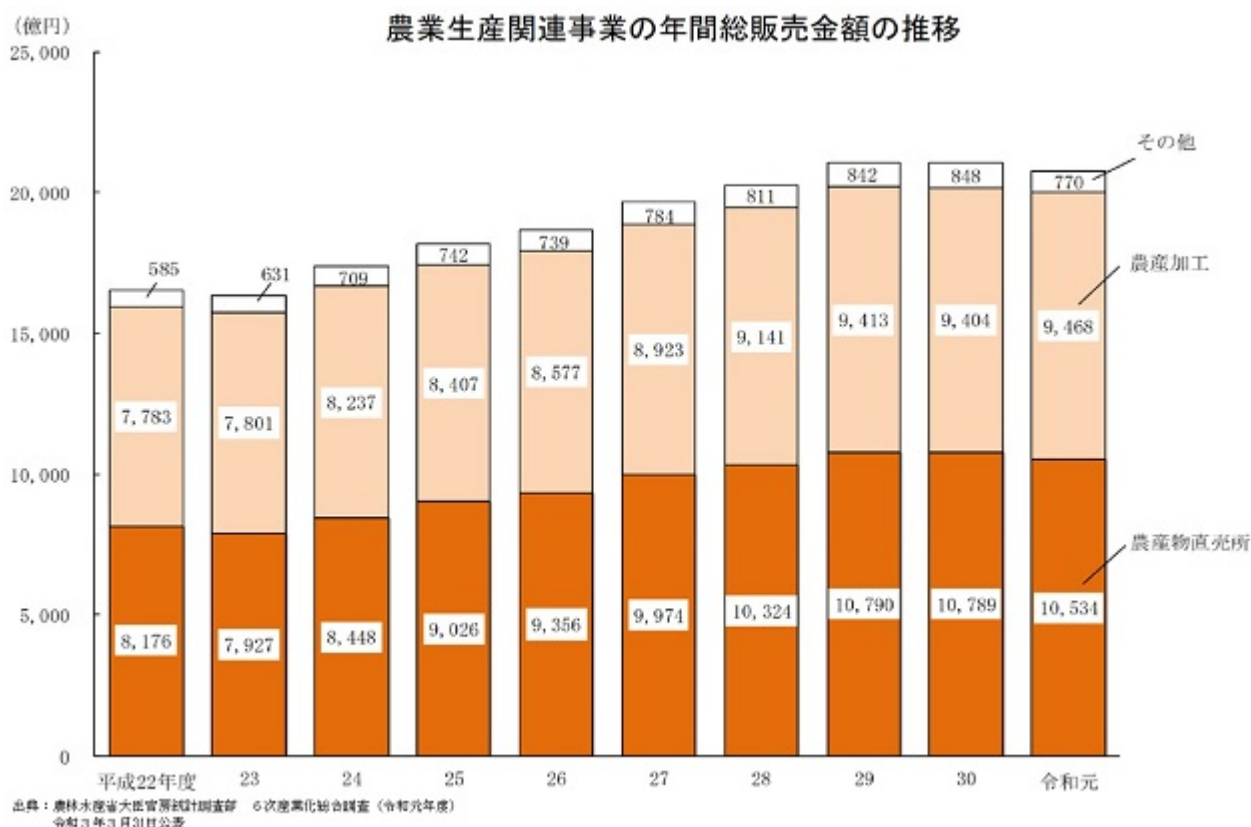
当社では、生産者が「いつ・何を・いくつ・いくらで」出品するかを自由に決定できることから、商品力の強化のためには各店へ出品する生産者の数を増やしていくことが不可欠となります。そのため、生産者にとっての収入機会としての魅力を高めつつ、日本各地の生産者へのアプローチを専属部署のスタッフや各店舗従業員が継続することにより、登録生産者数を増やしていくことが商品力の強化につながると考えております。この点については、既存の店舗であったとしても、店舗周辺の登録生産者数を拡大していく余地があるため、継続的なアプローチを行っております。

また、新規の生産者を増やしていくことに加え、既存の生産者に対しては、自らの商品が「いつ・何が・いくつ・いくらで」売れたのかといった販売情報を見やすく使いやすい状態で積極的に開示し、出品を促す情報システムを提供しており、こうした情報発信の強化継続や、宅配便を利用した店舗への納品、当社が一部の地域で運営している物流センターの利用といった、生産者が出品しやすい・出品したくなる物流システムの提案により、生産者の出品意欲を高め、魅力的な商品がたくさん集まるプラットフォームとしての価値を向上させてまいります。

(3) 経営環境

当社が推進するシェアショップ事業と類似する販売スタイルである農産物直売所関連の経営環境としては、農産物直売所経由での農業生産関連事業の販売金額は成長してきている（参考資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査報告」）一方で、スーパーマーケットでも野菜の産直コーナーの展開を進めている店舗も増加しており、競争環境は厳しさを増していると考えております。また、一般的な農産物直売所において中心的な商材である青果は、気候変動や天災といった要因により、価格変動の影響を受けやすい商材となっております。こうした環境の中、当社では単なる青果の直売所ではなく、「地域を結ぶ直売広場」としての機能を発揮して青果以外の産直商材の登録生産者数を増やし、品種の拡大を図ることで激化する競争環境において大きな優位性を発揮しております。

外部競争環境としては、こうした厳しい環境は継続していく見込みですが、一方で、シェアショップとしての機能を必要とする生産者は今後さらに増えていくと考えており、こうした生産者に新たな販路を提供することが、地域の活性化に貢献するという当社の社会的意義につながるものと考えております。



(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、流通総額、店舗数及び登録生産者数を重要な経営指標と考えております。

当社の成長に対して重要な上記の指標を伸長させていくためには、プラットフォームを利用する生産者を増やすとともに、より多くの商品を出品いただく環境づくりを行い、店頭に集まる商品を増やしていくことが、お客様にとって魅力のあるプラットフォーム、すなわち、売り場・店舗につながり、結果として営業収益・利益の拡大につながっていくと考えております。

また、生産者とお客様を結ぶプラットフォームである店舗数そのものを拡大させていくことで、より多くの生産者に販売機会を提供するとともに、お客様に魅力的な商品をお届けしていきたいと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1) 及び(2)に記載の、経営方針及び経営戦略を実行していく上で、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下の通りであります。

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

新規登録生産者の獲得

シェアショップ事業を成長させていくためには、プラットフォームを利用する新規登録生産者をいかに効率的かつ効果的に獲得していくことができるかが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では生産者開拓を行う担当部署を設けており、スキル向上とスタッフの拡充に取り組んでおります。また、「わくわく広場」を利用するメリットを継続的に訴求し、生産者の登録拡大に向けた活動を続けてまいります。

新規出店の加速

店舗数を拡大させるためには、収益力のある新規出店を継続させていくための社内体制の整備等を進めることが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、出店候補物件の評価プロセスの整備や出店意思決定後の出店プロセスの整備に取り組んでおります。

新規出店エリアの拡大

店舗数の拡大にあたっては、未出店のエリアも含め新規店舗の出店を行っていくことが課題になっていくと認識しております。この課題に対処するために、当社では、現在のシェアショップ事業が成立しやすいエリア・地域を分析しつつ効率的に新規出店エリアの拡大を進めていくほか、販売商品や商品供給体制の面で新たなビジネスパッケージを考案し、これまで出店の難しかった未出店エリアへの出店も進めていきたいと考えております。

「お客様がまた来たくなる店舗」の運営

生産者がより多く出品したいと感じられるプラットフォームを実現するには、出品した商品がお客様へ販売され、収入に結びつくことが実感できる店舗となっていくことが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、「お客様がまた来たくなる店舗」をつくることを、店舗運営にあたっての判断指針の第1に掲げ、店舗への浸透を図っております。

店舗で取り扱う商品及び売り場の安全性・遵法性の確保

「わくわく広場」に出品される加工食品に関しては、生産者及び店舗スタッフが「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」等の各種法令に基づく商品表示・店頭表示を理解し、順守することが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では日頃からこれらの関連法令等に関する情報発信を社内外に行っておりますが、引き続き関連法令に基づく表示に努め、お客様に安心してお買い物をして頂けるよう、売り場の安全性の確保を図ってまいります。

人材の確保

継続的な成長の源泉である人材は、当社にとって重要な経営資源であると認識しており、中途採用も含め、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長機会を提供し、事業規模を拡大させる人材を確保、育成することが長期的な当社の成長にとっての課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、教育・育成及び人事評価制度の充実等の各種施策を進めております。

生産者の販売増加に向けたサポートの充実

プラットフォームとしてのシェアショップの成長には、プラットフォームである当社の努力だけでなく、店頭に必要な商品が展開されるように、生産者に魅力的な商品をより多く出品してもらうことができるかが課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、生産者の出品を促すため、リアルタイムで詳細な販売データをスマートフォンやパソコンを通して確認できる情報システムを自社で構築・改善する体制を持つことにより、生産者が状況に応じてタイムリーな出品判断をできる仕組みを提供するなど生産者向けの情報発信体制の強化に取り組んでおります。

コンプライアンス体制の強化

当社は社会的責任を果たすべく、また、食の安全・安心志向がより高まる中、全社的にコンプライアンス体制を整備強化していくことが、注力すべき課題と考えております。コンプライアンス統括責任者を任命し、法令等の遵守、懸念事象発生時の報告及び対応を行うとともに、取締役会において定期的に重要事項の審議及び報告を行うなどの対応をしております。法令遵守は企業存続の基本として全社的に更なる徹底が必要であると考えており、全従業員を対象にコンプライアンス意識の更なる醸成を進めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

食品ロスへの対応

当社では新鮮な野菜を提供することが他の店舗との差別化につながる点の一つであると考えており、青果の陳列期間を当社独自で定め、陳列期間を超える青果は店頭から撤去しております。これらの、まだ十分に食べられるにもかかわらず、「わくわく広場」の付加価値を維持するために廃棄せざるを得ない食品ロスは当社にとっての課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社では、地方自治体とも連携し、店舗近隣のこども食堂をはじめとしたNPO法人等に対して、陳列から外れた食品を生産者の同意も得た上で無償提供しており、今後こうした連携をさらに増やすことで、食品ロスを少しでも削減してまいります。

なお、この取組が評価され、埼玉県より「令和元年度 彩の国埼玉環境大賞 優秀賞」を受賞しております。

自然災害への対応

「わくわく広場」に出品される主力商品の一つが、生産者が直接出品する青果ですが、台風や洪水、強風などの自然災害により生産者に被害が発生した場合、出品量が減るなどの影響が生じるといった課題があると認識しております。当社では、出店エリアの拡大に伴い、日本各地で登録する生産者が増えており、自然災害の影響が軽微にとどまったエリアの生産者が宅配便などを活用して出品するスタイルを提供することにより、自然災害による物量の変動への対応を進めております。

財政状態健全化への対応

当社は創業以来複数の事業を展開し、現在のシェアショップ事業を収益事業として運営するに至っておりますが、その業態変更の過程において、新規事業への投資や不採算事業からの撤退を繰り返す中で発生した特別損失が原因となり、2021年9月期第3四半期末まで債務超過となっております。当社ではシェアショップ事業の成長を通じ財政状態の健全化を図ってまいりたいと考えております。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、経営の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 消化仕入方式について

当社シェアショップ事業ではお客様にお買い上げいただいた商品について、生産者自身で決定したお客様への販売価格に対して、商品分類毎に当社が定める一定の料率（50%～80%）をもとに算出した仕入金額で生産者から販売商品を仕入れる消化仕入方式を採用しております。

このため、出品商品の安全性についての責任は最終的に生産者が担うこととなっておりますが、店舗における温度管理、納品後の商品管理は当社従業員が行っております。

当社従業員による商品チェックや売場の温度管理等、食の安全性には十分な配慮を行っておりますが、万が一、当社に出品している生産者の商品が原因となり食中毒や健康被害が発生した場合、信用低下等を招き、店舗売上の減少等が生じる可能性があります。当社では売場管理マニュアルの作成や従業員への教育等により売場管理の徹底を図っておりますが、健康被害等が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 農産物の市況変動について

当社の店舗で販売している主力商品の一つである野菜については、産直野菜という付加価値を持ちますが、気候変動や天災といった要因により、一般的な野菜市況の価格変動の影響を受けます。当社では消化仕入方式を採用しておりますので、野菜市況の変動による野菜単価の変動は、販売数量が変わらなければ、営業収益及び利益に直接影響を及ぼすこととなります。こうしたリスクに対応するため、当社では農産物以外の商品の流通構成比を高めるべく当該商品の生産者開拓に力を入れておりますが、当社の施策が十分に効果を発揮せず、かつ、野菜市況が低迷した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 天災による影響について

台風や風水害、地震等といった重大な天災が生じた場合、当社が保有する店舗設備や当社が出店するショッピングセンター等に被害が生じ、施設の運営が行えなくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、こうした天災によって生産者に被害が生じる可能性があります。当社では店舗展開のエリアを特定地域に限定することなく全国展開をすることでこうしたリスクを分散してまいりますが、天災が生じた場合、該当地域においては当社店舗への納品が減り、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府による緊急事態宣言に基づく店舗営業自粛及び営業時間の短縮、外出自粛の要請等が行われた場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はお客様及び従業員の安全を最優先に考え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策を実施しておりますが、店舗、生産者、物流センター、当社入居のショッピングセンター等において感染者が発生し、店舗の営業や商品供給に支障をきたした場合、店舗売上が減少し、当社経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 類似業種との競争について

農産物をはじめとする直売ビジネスは、当社以外にも事業展開を行っている運営団体が各種あり、生産者は当社以外にもこれらの他の直売拠点への出品を自由に行うことが可能です。また、農産物以外でも飲食店にとってのフードデリバリーサービスや加工品生産者にとっての登録型ECサイトなど、出品に際しての選択肢は増えてきております。そのため、常に新たな生産者を新規に開拓し続け、店頭の商品の健全な入れ替えを進めております。当社は単店しか持たない直売所ビジネスと比較して直売所をネットワーク化することにより、本来供給が不安定になりがちな直売所ビジネスを安定させてきた点において競争優位性を有していると考えており、また、当社の店舗に実際に足を運ばないと買えない商品が揃える destinations ストアを目指すことで、ナショナルブランドを中心とした品ぞろえの食品スーパーやネットスーパー、さらにはフードデリバリーサービスとの差別化を図っておりますが、当社の店舗が販売力や採算性の面で他の類似業種との差別化が十分に出来ない場合、生産者の流出や店舗売上の減少等を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 出店立地の選定について

リアルな店舗を持つプラットフォーム型のビジネスモデルの展開にあたっては、通常のリアル店舗型のビジネスモデル同様、出店立地の選定はその後の営業収益及び利益に大きな影響を持ちます。当社では、周辺の農地面積、農作物以外の食品生産者の分布状況、商圈人口、賃料等を総合的に分析・勘案した上で新規出店しておりますが、条件に合う物件が限られた場合や事前の分析と実際の状況に大きな乖離がある場合には当初の計画を達成できなくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 生産者の獲得、出品量、品目の偏り、価格決定権について

当社は販売機会を生産者に提供するプラットフォーム型のビジネスモデルを展開していることから、生産者が「いつ・何を・いくつ・いくらで」出品するかを決定しており、商品の調達及び価格決定を当社が自らの責任と権限で全て行っているわけではありません。そのため、商品を出品したいと考える生産者を継続的に開拓しておりますが、登録生産者数が順調に伸びない場合や、生産者に十分な量の商品を出品して頂けない場合、適切な値付けがなされない場合、または、出品できる品目に偏りが発生する場合には、店頭で魅力的な商品を揃えることが難しくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 出店スピードと人材確保について

当社では、直売ビジネスへのニーズは高いものと判断しており、引き続き継続的な出店を計画しておりますが、出店計画のスピードに、出店に必要な人材の確保が十分に追いつかない場合、当初の計画を達成できなくなる可能性があります。当社では、「地元の商品を、地元の人が、地元の人に売る」ことを目指し、地元のパートタイム従業員から契約社員・地域限定正社員への登用を推進することで優秀な人材確保を図っておりますが、十分な人材の確保が行えない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報システムの障害について

当社の情報システムが、不正侵入やコンピュータウイルスへの感染、または、自然災害・事故等による設備の損壊や通信回線のトラブル等による停止もしくは大規模なデータ破壊などの被害を受ける可能性があります。社内各端末に最新のアンチウイルスソフトウェアを適用させるとともに、設備の堅牢性及びセキュリティレベルの高い外部ベンダーのデータセンターを利用するなど、各種対策を講じておりますが、情報システムに予期し難い不具合や障害が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の取り扱いについて

当社では、生産者、取引先及び従業員の個人情報を保有しております。特定個人情報管理規程及び個人情報管理規程を定め、個人情報漏洩防止に関して個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、個人情報の管理に十分留意しております。しかしながら、個人情報の流出等の問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や当社の信用の低下により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 会計処理に関するリスク

減損会計の適用について

当社が所有する固定資産について、店舗利益の継続的な低迷、急激な経済情勢の変化や金融情勢の悪化等により事業の恒常的なキャッシュ・フローの将来にわたる低下や保有資産の時価の著しい下落が認識された場合、減損損失を計上することがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性について

当社では、当事業年度末において保有する税務上の繰越欠損金等に対して繰延税金資産を計上しております。これは将来の法人税等の負担軽減効果を見込んだものでありますが、当社の業績が事業計画に比して低調に推移した場合には、繰延税金資産の回収可能性を見直すことになり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 消費動向の変化について

当社へ登録している生産者が出品する商品の多くに弁当、惣菜、和菓子等があり、お客様の中食需要に応える形で出品数が増加傾向にあり、これに伴い流通総額も増加傾向にあります。このような環境の中、当社は生産者の獲得拡大に努め、商品毎に生産者の特徴をお客様に訴求し、豊富な商品数を揃えて他社との差別化を図っておりますが、今後お客様の嗜好の変化や社会情勢の変動に伴い中食に対する需要が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 「わくわく広場」の信用及びブランド価値について

当社へ登録している生産者が出品する商品は生産者が所有権を有したまま消費者へ販売される仕組みであるため、商品の味・価格については生産者が決定権を有しており、消費者の嗜好と異なる商品が店頭に出品される可能性があります。また、生産者へは食品の生産・製造に関する各種法令及び衛生管理等を徹底する様に指導しておりますが、生産者の不注意により異物の混入等によるお客様への被害が発生する可能性があります。以上のような問題が続いた場合、当社の運営する店舗を利用するお客様からの信頼を失い、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度から続く新型コロナウイルスの流行による不安定な状態が継続しておりました。2021年2月より始まった新型コロナウイルスワクチンの接種が急速に進み、さらに政府や地方自治体による経済対策等の効果から、景気回復が期待されたものの、なおも先行きが不透明な状況でありました。特に外食産業・観光産業といった外出を伴う産業は、断続的な緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置の実施により打撃を受け、一方で、いわゆる「巣ごもり消費」の増加により、内食・中食商品の需要は好調といった現象が続いておりました。

このような環境のもと、当社は「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトに、店舗近隣の生産者、特に今回のコロナ禍により打撃を受けた地元レストラン・居酒屋を中心とした飲食店に対する生産者の開拓を進め、弁当・惣菜といった中食商品の強化と売場の拡大を推進するとともに、生産者のためのプラットフォーマーとしての役割を高めるために、店頭で陳列される商品の一部を買取仕入方式から消化仕入方式へ取引形態の転換を進めました。さらに積極的な新規出店を続け、当事業年度に10店舗の出店と4店舗の閉鎖を行いました。これらの取組みにより、当社の重要な経営指標である流通総額（店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高）は19,109,881千円（前事業年度に比べ18.8%増加）、登録生産者数は23,516件（前事業年度末に比べ2,849件増加）、店舗数は117店舗（前事業年度末に比べ6店舗増加）となりました。

以上の結果、営業収益（流通総額から生産者へ支払う仕入代金を控除した純額）は5,528,207千円と前年同期に比べ7.0%増加した一方で、消化仕入方式への取引形態転換を進めたことにより、買取仕入による商品在庫の販売が減少し、売上原価は498,064千円と前年同期に比べ38.8%減少致しました。これにより、営業利益は689,109千円（前年同期に比べ66.4%増加）となり、さらに受取補償金210,160千円を特別利益として計上した結果、税引前当期純利益は830,506千円（前年同期に比べ93.1%増加）、当期純利益は593,800千円（前年同期に比べ108.8%増加）となりました。

なお、当社事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

a. 総資産

当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比べ483,988千円増加し、4,779,166千円となりました。これは主に、営業収益の増加に伴い現金及び預金が471,844千円、売掛金が200,680千円増加した一方で、繰延税金資産が223,412千円減少したこと等によるものです。

b. 負債総額

当事業年度末における負債総額は、前事業年度末と比べ110,921千円減少し、4,743,751千円となりました。これは主に、営業収益の増加に伴い買掛金が219,335千円増加した一方で、長期借入金が243,136千円減少したこと等によるものです。

c. 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べ594,909千円増加し、35,414千円となり債務超過を解消致しました。これは当期純利益が593,800千円となったこと等によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末と比べ261,844千円の増加となり1,219,183千円となりました。

当事業年度における各キャッシュフローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュフロー)

営業活動により得られた資金は1,113,316千円(前事業年度は791,403千円の収入)となりました。これは主に営業総利益の大幅な増加等により税引前当期純利益が830,506千円(前事業年度は430,144千円)と伸長したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュフロー)

投資活動により支出した資金は420,024千円(前事業年度は244,960千円の支出)となりました。これは主に定期預金の預入による支出が210,000千円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュフロー)

財務活動により支出した資金は431,447千円(前事業年度は404,244千円の支出)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出243,136千円、リース債務の返済による支出98,352千円等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

当社は、シェアショップ事業の単一セグメントであるため、以下の事項は商品の分類別に記載しております。

a. 受注実績

当社は、シェアショップ事業を主体としており、受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

b. 販売実績

当事業年度における販売実績を商品の分類ごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

	流通総額(販売額)	前事業年度比(%)	営業収益	前事業年度比(%)
生産者商品	18,113,991	124.0	4,532,318	122.9
その他	995,889	67.4	995,889	67.4
合計	19,109,881	118.8	5,528,207	107.0

(注) 1. 「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 重要な会計方針及び見積り」に記載のとおり、生産者商品については、お客様から受領した販売代金を流通総額とし、生産者へ支払う仕入代金を流通総額から控除した純額を営業収益として財務諸表に表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 「その他」には、当社が直接仕入れを行い店頭で販売している商品の販売額、生産者へ販売している値札シールの販売代金や不動産収入等が含まれております。

4. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上に該当する相手がないため、記載を省略しております。

c. 仕入実績

当事業年度における仕入実績を商品の分類ごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

	流通総額(仕入額)	前事業年度比(%)	当期商品仕入高	前事業年度比(%)
生産者商品	13,581,673	124.3	-	-
その他	498,064	63.3	498,064	63.3
合計	14,079,737	120.2	498,064	63.3

(注) 1. 「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 重要な会計方針及び見積り」に記載のとおり、生産者へ支払う仕入代金を流通総額から控除して財務諸表に表示しているため、生産者商品に係る当期商品仕入高は「-」となっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 「その他」には、当社が直接仕入れを行い店頭で販売している商品の仕入高、生産者へ販売している値札シールの仕入代金等が含まれております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。また、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

シェアショップ事業における生産者商品に係る売上高の表示について

生産者が出品した商品（生産者商品）については、当社が所有権及び在庫リスクを有さずに販売する商品であるため、生産者商品に係る売上高は、お客様から受領した販売代金から生産者へ支払う仕入代金を控除した純額で財務諸表に表示しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、当該事業リスクが発生した場合、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。詳細につきましては、同項を参照願います。

経営戦略の現状と見通し

当社の経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後プラットフォームとしてさらなる成長と発展を遂げるためには、当社プラットフォームにおける「場」である店舗数及び「ユーザー」である登録生産者数を拡大させていくことが重要であると認識しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」及び「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

財政状態に関する認識及び分析・検討内容

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載の通りであります。

キャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容

「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における主な資金需要は、継続的な生産者獲得及び継続的なサービス提供のための人件費や、知名度向上及び潜在顧客獲得のための広告宣伝費、サービスの拡充のための店舗の家賃等の維持費や設備投資資金であります。これらの資金需要に対しては、自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、当社は、継続的に事業を拡大していくために成長性を重視しており、成長性を示す指標として流通総額、店舗数及び登録生産者数を重視しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 株式会社千葉銀行等との借入契約

当社は2019年3月8日付で株式会社千葉銀行をエージェントとするファシリティ契約及びタームローン契約を締結しております。

当該ファシリティ契約及びタームローン契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

契約の相手先

株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社千葉興業銀行

借入枠

ファシリティ契約 9億円

タームローン契約 22億円

借入金額

ファシリティ契約 8億5千万円

タームローン契約 15億5千万円

返済期限

2019年3月13日より3ヶ月ごとに返済（最終返済日2029年2月28日）

利率

当該貸付利息計算期間毎に、当該貸付基準金利に貸付スプレッドを加算した利率をいう。

主な借入人の義務

- (a) 全ての法令等を遵守して主たる事業を継続すること。
- (b) 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと。
- (c) 借入人の月次資料を作成し、毎年3月、6月、9月、12月の各末日のものを翌々月末日までに全貸付人に対して提出すること。
- (d) 各年度の会計年度に関する損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (e) 借入人は出店計画書を作成し、毎年2月、5月、8月、11月の各末日までに全貸付人に対して提出すること。
- (f) 貸付スプレッドの変更
借入人の各年度の会計年度末日における貸借対照表上の純資産の部の金額に基づき、変更する。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は283,084千円となりました。その主なものは「わくわく広場」の新店舗の開店及び既存店舗の改装に伴う設備投資等であります。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はシェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してあります。

2 【主要な設備の状況】

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)	
		建物	構築物	車両 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフト ウェア		合計
本社 (千葉市美浜区)	本社事務所 等	27,689	-	10,867	2,862	-	*1) 16,085	65,686	123,192	66 [14]
長浦物流センター (千葉県袖ヶ浦市) 他	物流セン ター及び 附属設備	4,237	1,490	0	1,130	136,847 (894.00)	415	-	144,121	1 [26]
北海道地方 アリオ札幌店 (札幌市東区) 他	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	19,352	-	-	14,898	-	-	-	34,251	0 [4]
関東地方 清見台店 (千葉県木更津市) 他	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	503,641	11,398	0	114,813	328,426 (2,782.60)	13,470	-	971,749	16 [415]
中部地方 イオンモール 各務原店 (岐阜県各務原市) 他	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	81,918	-	0	26,574	-	1,520	-	110,013	3 [96]
近畿地方 モザイクボックス 川西店 (兵庫県川西市) 他	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	34,074	-	-	8,351	-	2,483	-	44,910	2 [51]
四国・中国地方 レクト広島店 (広島県広島市)	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	7,528	-	-	1,151	-	614	-	9,294	0 [10]
九州地方 イオンモール 福津店 (福岡県福津市) 他	わくわく広 場等の店舗 及び附属設 備	19,949	-	-	10,843	-	682	-	31,475	3 [29]

(注) *1) 本社の帳簿価格のうち「リース資産」には、無形固定資産(ソフトウェア)14,170千円が含まれておりま
す。

2) 現在休止中の主要な設備はありません。

3) 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。臨時従業員に
は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

4) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

5) 賃借している土地及び建物の年間賃借料は1,108,377千円であります。

6) 当社の事業はシェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において、決定している重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
2022年9月期 出店予定の25店舗 (千葉県 他)	新規出店用の 設備等	500,000	-	増資資金、自己 資金及び借入金	2021年10月	2022年9月	(注)2
2023年9月期 出店予定の40店舗 (千葉県 他)	新規出店用の 設備等	800,000	-	増資資金、自己 資金及び借入金	2022年10月	2023年9月	(注)2
本社 (千葉市美浜区)	基幹システム 等への追加投 資	200,000	-	増資資金	2022年1月	2023年9月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現時点において増加能力を見積ることが困難であることから、記載しておりません。

3. 当社の事業はシェアショップ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

4. 新規出店用の設備等の投資予定金額については過去の設備投資実績を参考にした概算額となっており、基幹システム等への追加投資予定金額は現時点での当社内での見積り額です。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2021年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月9日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,300,000	5,200,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,300,000	5,200,000	-	-

- (注) 1. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。
2. 当社は8月30日開催の臨時株主総会の決議により、2021年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2021年12月23日を払込期日とする一般募集による新株式の発行により、発行済株式総数が900,000株増加しております。
4. 2021年12月24日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1 第1回新株予約権

決議年月日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名(注)1
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 200,000株(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3、5
新株予約権の行使期間	2020年12月19日 ~ 2028年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5(注)3、5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日における内容を記載しております。

(注)1. 付与対象者の権利放棄により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

2020年12月19日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、2028年12月18日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要するただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。

- (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記aの資本金等増加限度額から前記aに定める増加資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (b) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

5. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2 第2回新株予約権

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名 当社従業員61名（注）1
新株予約権の数（個）	22,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 222,000株（注）2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 （注）3、5
新株予約権の行使期間	2021年12月25日 ~ 2029年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 0.5（注）3、5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日における内容を記載しております。

- （注）1. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員61名となっております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

2021年12月25日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、2029年12月24日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要するただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記aの資本金等増加限度額から前記aに定める増加資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (b) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

5. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3 第3回新株予約権

決議年月日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1名
新株予約権の数(個)	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2、4
新株予約権の行使期間	2022年12月16日 ~ 2030年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

2022年12月16日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、2030年12月15日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要するただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。

- (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記aの資本金等増加限度額から前記aに定める増加資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (b) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

4. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 第4回新株予約権

決議年月日	2021年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員3名
新株予約権の数（個）	500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	0.6（注）2
新株予約権の行使期間	2023年9月14日～2031年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 0.6 資本組入額 0.3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日における内容を記載しております。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使できる期間

2023年9月14日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、2031年8月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要するただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職した場合等、正当な事由がある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
- (b) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記aの資本金等増加限度額から前記aに定める増加資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由及び条件
- (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (b) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月18日 (注)1	-	430,000	-	50,000	267,000	-
2021年9月9日 (注)2	3,870,000	4,300,000	-	50,000	-	-

- (注)1. 資本準備金の減少は、欠損填補(減資割合100.0%)によるものです。
2. 2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
3. 2021年12月23日を払込期日とする有償一般募集増資による普通株式900,000株(発行価格1,560円、引受価格1,435.20円、資本組入額717.60円)発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ645,840千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	-	1	-	-	31	34	-
所有株式数 (単元)	-	1,600	-	26,730	-	-	14,670	43,000	-
所有株式数 の割合(%)	-	3.72	-	62.16	-	-	34.12	100	-

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スプリング	千葉県千葉市美浜区磯辺三丁目45番3号	2,673,000	62.16
高品 政明	千葉県千葉市美浜区	528,000	12.28
高品 謙一	千葉県千葉市美浜区	212,000	4.93
高品 佳代	千葉県千葉市美浜区	152,000	3.53
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	110,000	2.56
劔持 健	千葉県千葉市美浜区	78,000	1.81
大森 広美	千葉県野田市	60,000	1.40
曾根田 博	千葉県松戸市	60,000	1.40
澤幡 良和	千葉県市原市	60,000	1.40
佐藤 美智子	埼玉県川越市	50,000	1.16
株式会社千葉興業銀行	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号	50,000	1.16
計	-	4,033,000	93.79

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,300,000	43,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,300,000	-	-
総株主の議決権	-	43,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、経営成績の進展等を勘案しながら利益還元を努めることを基本方針としております。しかしながら、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 (その他の優先すべき事業上及び財務上の課題) 財政状態健全化への対応」に記載のとおり、本書提出日現在では、まずは財政状態の健全化と今後の事業展開に備えての内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておりません。

今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。さらに、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「安心と笑顔が広がる世界をつくる」をビジョンに掲げ、地域の活性化に貢献することを目的として、地域の生産者・食品メーカー等に新たな販売機会を提供する「シェアショップ事業」を展開しております。当社がお客様や生産者等から信頼を得て、事業の目的を達成するためには、コーポレート・ガバナンスを強化し、充実させることが経営の重要課題であると認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2020年12月15日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、当社は、経営の透明性を確保するため、取締役会の諮問委員会として、取締役の選任・解任や報酬に関する事項を審議する指名・報酬委員会を設置しております。取締役の選任・解任、報酬に関する事項は、同委員会において審議の上、取締役会において決定しております。これらの機関が有機的に結びつくことにより、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）を除く7名の取締役と監査等委員3名で構成しております。取締役会の構成員は、高品政明（代表取締役社長）、剣持健（代表取締役副社長）、大森広美（取締役）、黒田智也（取締役）、中村忠輝（取締役）、南部朋子（社外取締役）、村上美晴（社外取締役）、曾根田博（常勤監査等委員）、和田照男（社外監査等委員）及び増山壽一（社外監査等委員）であり、議長は代表取締役社長である高品政明であります。取締役会は、毎月1回の定期開催に加え、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催しております。取締役会は、経営に関する重要事項について意思決定を行う他、取締役からの業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

なお、当社は、企業活動の公正性、健全性を確保するため、取締役会において法令遵守に関する基本方針、法令等の遵守を確保するための社内組織並びにコンプライアンス違反の未然防止、発見及び対応措置に関する事項について評価と方針を協議致しております。

また、取締役会は、長期的・安定的な収益確保の観点からリスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築して、リスクの未然防止や、リスクが発生した場合、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である曾根田博が委員長を務め、監査等委員である和田照男（社外監査等委員）、増山壽一（社外監査等委員）の計3名で構成しており、毎月1回の定期開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催しております。監査等委員は、監査等委員会が定めた方針に従い監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果、その他重要事項について議論しております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役の業務執行に対する監督機能の実効性を高めるよう努めております。

(c) 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、和田照男（社外監査等委員）が委員長を務め、南部朋子（社外取締役）、村上美晴（社外取締役）、曾根田博（常勤監査等委員）、増山壽一（社外監査等委員）の計5名をもって構成しております。指名・報酬委員会は、当社のコーポレート・ガバナンス機能を強化するため、取締役会からの諮問に基づき、取締役の選任・解任や報酬に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行います。

(d) 会計監査人

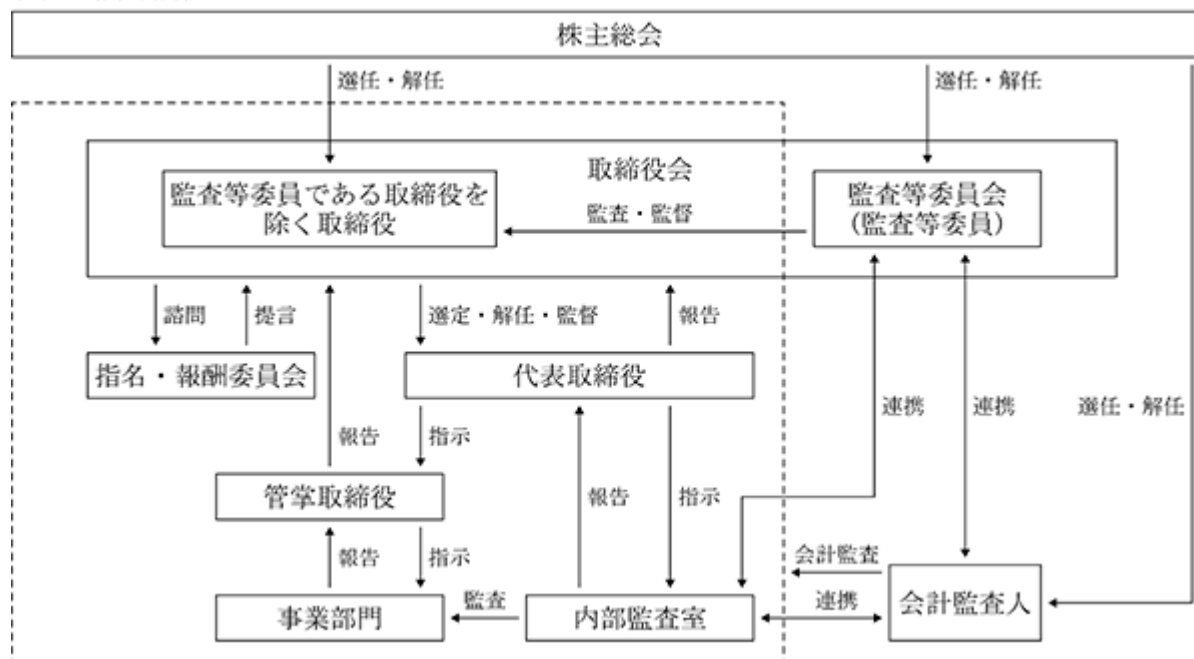
当社は、PwC京都監査法人を会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査等委員会と内部監査室は定期的な会合を持ち、相互の監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

(e) 内部監査室

当社は、事業部門と独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置しており、専従者2名で構成され、内部監査規程に基づき、当社各部署の業務全般の監査を実施しており、代表取締役及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、監査対象部門に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する体制は、以下の通りであります。

(当社の企業統治体制)



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備のため「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

() 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を全うするものとなるため、行動規範を定めそれを全ての役員及び使用人に周知徹底させる。
- (ロ) コンプライアンスプログラムを制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底を図り、社内に不祥事が起こり得ない企業風土の醸成に努める。
- (ハ) 業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、速やかに報告・相談をすることのできる社内及び社外を窓口とする内部通報制度を運用する。
- (ニ) 内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

- (ホ) 社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するとともに、取引先等に対する反社会的勢力との関係有無の確認及び警察、弁護士等の外部関係機関からの情報収集に努める。
- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- () 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理担当役員は各部門のリスクを評価・分析し、取締役会に報告する。
 - (ロ) 内部監査室は社内リスク管理体制の妥当性・有効性を評価し、必要に応じて、その改善に向けて指摘・提言を行う。
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督する。
 - (ロ) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- () 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査等委員より、その職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置する。
 - (ロ) 監査等委員の求めに応じて使用人を設置した場合は、当該使用人の選任及び人事評価については、監査等委員と協議のうえ決定する。
 - (ハ) 監査等委員の求めに応じて設置される使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員の職務の補助を優先して従事させる。
- () 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員は取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対して、その説明を求めることができる。
 - (ロ) 当社は、上記報告をした者及び内部通報窓口に通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止する。
- () その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 内部監査室は内部監査計画、結果等を監査等委員と共有し、緊密な連携を維持する。
 - (ロ) 代表取締役は、監査等委員との定期的な意見交換の場を設け、監査等委員の監査が実効的に行なわれる体制を整えるように努める。
 - (ハ) 監査等委員の職務に係る費用については、当該監査等委員の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社が負担をする。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクマネジメントを経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメントに関わる基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。主管部門は、各部門との情報交換を行うとともに、弁護士及び社会保険労務士等の外部専門家と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得られる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役であるものを除く取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当該責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(e) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(f) 剰余金の配当等

当社は、会社法第459条第1項各号の規定により、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(g) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(h) 取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(i) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員状況】

役員一覧

男性9名 女性1名(役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	高品 政明	1946年7月10日生	1967年12月 1970年12月 " " 1979年11月	千葉トヨベツ株式会社 入社 有限会社高芳商事(現当社)設立 専務取締役 代表取締役社長(現任)	(注)3	378,000
代表取締役 副社長	劔持 健	1979年6月13日生	2003年10月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2017年4月 2020年12月 2021年12月	中央青山監査法人京都事務所(現PwC京都 監査法人)入所 劔持健公認会計士事務所 設立 日本化学工業株式会社 監査役 就任 日本化学工業株式会社 社外取締役(監 査等委員)就任 当社入社 専務取締役 代表取締役専務 代表取締役副社長(現任)	(注)3	78,000
取締役 開発本部長	大森 広美	1958年5月6日生	1981年9月 2006年6月 2008年6月 2015年12月 2017年4月 2019年6月 2021年12月	当社入社 取締役店舗開発部部长 取締役退任 取締役営業部長 常務取締役営業部長 取締役開発統括部長 取締役開発本部長(現任)	(注)3	60,000
取締役 営業本部長	黒田 智也	1980年1月18日生	2003年11月 2019年5月 2019年12月 2021年12月	当社入社 営業部長 取締役営業統括部長 取締役営業本部長(現任)	(注)3	2,500
取締役 商品本部長	中村 忠輝	1969年6月8日生	1988年4月 2007年4月 2018年4月 2020年7月 2021年12月	株式会社飯田百貨店(現株式会社コモ ディイダ)入社 株式会社クイーンズ伊勢丹(現株式会社 エムアイフーズスタイル)入社 当社入社 商品部長 取締役商品本部長(現任)	(注)3	-
取締役	南部 朋子	1976年2月7日生	2002年10月 2005年11月 2008年9月 2010年1月 2021年8月	千葉県弁護士会に弁護士登録 リバーシティ法律事務所入所 弁理士登録 外務省国際法局経済条約課・社会条約官室 課長補佐(任期付任用公務員) リバーシティ法律事務所復帰 社外取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	村上 美晴	1953年8月14日生	1983年3月 1996年2月 2007年4月 2008年2月 2010年5月 2012年4月 2021年12月	日本福祉サービス株式会社(現セントケ ア・ホールディング株式会社)を設立と同 時に代表取締役社長就任 有限会社村上企画設立と同時に代表取締 役就任(現任) セントケア・ホールディング株式会社代 表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 株式会社エコネコル・ホールディングス (現株式会社エンピブロ・ホールディング ス)社外取締役(現任) セントケア・ホールディング株式会社代 表取締役会長(現任) 社外取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	曾根田 博	1954年12月21日生	1978年4月 1983年5月 1986年9月 2000年4月 2011年9月 2014年12月 2016年12月 2020年12月	ユニバーサル証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 ジーシー株式会社(現新生フィナンシャル株式会社)入社 株式会社タカヨシエンタープライズ(現当社)入社 当社入社 人事総務部長 取締役 常勤監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	60,000
取締役 (監査等委員)	和田 照男	1942年4月1日生	1966年4月 1996年6月 1998年6月 1999年4月 2011年5月 2019年12月 2020年12月	株式会社千葉銀行入行 同行常務取締役就任 東方エージェンシー株式会社 取締役社長 株式会社三喜 取締役副社長 当社顧問 非常勤監査役 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	40,000
取締役 (監査等委員)	増山 壽一	1962年8月23日生	1985年4月 2012年6月 2017年4月 2017年8月 2017年8月 2019年4月 2020年4月 2020年12月 2021年9月	通商産業省(現経済産業省)入省 北海道経済産業局長 旭川大学客員教授(現任) 星槎大学・星槎道都大学特任教授(現任) 一般財団法人企業危機管理支援機構副理事長(現任) 京都先端科学大学客員教授(現任) 当社アドバイザー就任 社外取締役(監査等委員)(現任) 一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会 代表理事(現任)	(注)4	10,000
計						628,500

- (注) 1. 取締役 和田照男、増山壽一、南部朋子、村上美晴は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については、次のとおりであります。
委員長 曾根田博、委員 和田照男、委員 増山壽一
なお、当社の監査等委員会の各委員は、当社の重要会議への出席が認められており、実際当該会議への出席を通じて情報収集を行っております。また、それらの会議の事務局が、監査等委員会の職務を補助するものとなり、監査の実効性と効率を高めるよう努めております。
3. 監査等委員以外の取締役の任期は、2021年12月27日開催の定時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2020年12月15日開催の定時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 南部朋子氏の戸籍上の氏名は梅村朋子であります。
6. 取締役 柴崎智洋は、2021年12月27日に開催された定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は、和田照男、増山壽一、南部朋子及び村上美晴の4名であります。

社外取締役については、それぞれの分野での豊富な経験・高い見識を活かし、取締役会及びその業務執行に対する監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを期待しております。当社では、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考しております。なお、社外取締役4名(和田照男、増山壽一、南部朋子、村上美晴)は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしております。

和田照男は、金融機関での豊富な勤務経験と財務及び会計に関する高い見識を有しております。なお、同氏は、当社の株式40,000株を所有しております。当社と同氏の間には、それ以外に人的関係、資本的関係、または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

増山壽一は、経済産業省にて北海道経済産業局長を務め、現在も複数の大学にて教授を務めており、企業経営

に関する高い見識を有しております。なお、同氏は一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会の代表理事であります。当社と一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会との間には、特別な利害関係はありません。また、同氏は、当社の株式10,000株を所有しております。当社と同氏の間には、それ以外に人的関係、資本的関係、または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

南部朋子は、弁護士として企業法務に専門的な知見を有しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

村上美晴は、上場企業にて長年取締役を務めており、企業運営に関する高い見識を有しております。なお、同氏はセントケア・ホールディング株式会社の代表取締役会長、有限会社村上企画の代表取締役及び株式会社エンビプロ・ホールディングスの社外取締役であります。当社とセントケア・ホールディング株式会社、有限会社村上企画及び株式会社エンビプロ・ホールディングスとの間には、特別な利害関係はありません。また、当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係、または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、常勤監査等委員を通じて内部監査の状況、会計監査の状況及びその結果について適宜報告を受けているほか、内部統制部門である管理統括部に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより経営監督機能としての役割を担っております。

また、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携として、内部監査室、常勤監査等委員、会計監査人による定期的な会合を四半期毎に行い、業務上、内部統制上及び会計上の課題等につき情報を共有し、意見を交換しております。

また、内部監査室は、監査等委員に対しても適宜内部監査結果を報告することで、情報を共有し、相互に連携しております。

(3)【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、内部監査室（専従者2名）により内部監査を行っております。代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づき、業務の有効性・効率性等を確保することを目的として内部監査を実施し、監査結果は代表取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に対し問題点の指摘、改善の指導、助言などを行っております。また、後日改善状況を確認し、内部監査の実効性を高めております。

2020年12月15日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。監査等委員会は3名で構成しており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は原則として毎月1回開催しており、監査計画に基づき、取締役会等の重要会議に出席するほか、議事録・稟議書等の重要書類等の閲覧をすることにより、取締役の意思決定の過程や業務執行の状況につき監査を行っております。

監査等委員会における主な共有・検討事項は次のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画について
- ・ 会計監査人に関する評価及び再任・不信任について
- ・ 監査上の主要な検討事項の選定及び監査報告書について
- ・ 取締役会議案及び書類の調査について

常勤監査等委員の主な活動は、次のとおりであります。

- ・ 重要な社内会議への出席及び決裁書類等の閲覧
- ・ 取締役会、監査等委員会での意見表明
- ・ 非常勤監査等委員及び内部監査室との連携
- ・ 三様監査（監査等委員・会計監査人・内部監査）会議への出席

監査等委員会設置会社移行前の当事業年度における、監査役協議会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
常勤監査役	曾根田 博	2 / 2
監査役（社外）	和田 照男	2 / 2

監査等委員会設置会社移行後の当事業年度における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数/開催回数
常勤監査等委員である取締役	曾根田 博	10/10
監査等委員である取締役（社外）	和田 照男	10/10
監査等委員である取締役（社外）	増山 壽一	10/10

また当社では、内部監査、監査等委員会及び会計監査人の3者による定期的な協議を行っており、業務上、内部統制上及び会計上の課題等につき情報を共有し、相互連携を図っております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

PwC京都監査法人

(b) 継続監査期間

4年間

(c) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 中村 源

指定社員 業務執行社員 齋藤 勝彦

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

(e) 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定にあたっては、監査法人の実績、経験等の職務遂行能力、独立性、内部管理体制等に問題のないこと、監査計画及び監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断致しております。

(f) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、PwC京都監査法人の監査プロセスを確認し、直接面談の上で監査結果と同監査法人の品質管理システムについて説明を受け、監査の品質、監査体制、独立性について確認を行った結果、同監査法人の監査の方法と結果は妥当であると評価しております。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,500	-	17,000	-

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a を除く)

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、監査内容及び日数等により総合的に検討し、事前に監査等委員会の同意を得て決定しております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

(b) 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で、役割、職責、会社への貢献度等を総合的に協議の上、個別の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決議しており、指名・報酬委員会は、客観性と透明性の観点から社外取締役を過半数としております。報酬の内訳は各人の役割に応じた「固定報酬」のみとし、固定報酬の基準となる各人の経営への貢献度は、期首に各人と代表取締役社長が設定した重点施策に対し、その達成状況を短期・中長期の視点から総合的に判断します。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬のみとし、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会で個別の報酬額について取締役会へ提言を行い、その提言を踏まえて取締役会にて決議しております。

監査等委員である取締役の報酬額については、常勤と非常勤の別、社内取締役と社外取締役の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しており、客観的立場から取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務の執行を監査する役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

なお、2020年12月15日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額150,000千円以内（決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名）、監査等委員の報酬限度額は、年額20,000千円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議しております。

当社においては、退職慰労金制度は導入致しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	80,761	80,761	-	-	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	4,500	4,500	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く)	1,375	1,375	-	-	1
社外役員	6,330	6,330	-	-	3

(注) 2020年12月15日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。本表では2021年9月期に係る役員区分ごとの報酬を表示しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領による利益を目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引先との事業上の関係の維持・強化を通じて投資先企業及び当社の中長期的な企業価値向上を目的として、政策保有株式として保有しております。政策保有株式については、個別銘柄の収益状況、便益及びリスク等を検証し、事業上の関係の維持・強化といった保有目的に資するかを総合的に勘案し、継続保有の可否について決定しております。

(b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	9,523

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	1,862

(c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
(株)千葉銀行	11,025	11,025	安定的かつ継続的な取引関係を維持 するため	有
	8,037	6,383		
(株)千葉興行銀行	5,289	5,289	安定的かつ継続的な取引関係を維持 するため	有
	1,486	1,316		
(株)みずほフィナン シャルグループ	-	11,500	安定的かつ継続的な取引関係を維持 するため	無
	-	1,507		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果については記載が困難であります。個別の保有株式について定期的に保有の意義を検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加、会計専門誌の定期購読等により、会計基準等への理解を深め、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	957,339	1,429,183
売掛金	699,565	900,245
未収入金	9,294	3,718
商品	46,449	41,238
貯蔵品	8,937	8,087
前払費用	63,343	73,806
その他	1,119	108
流動資産合計	1,786,048	2,456,388
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	² 787,173	² 836,316
構築物（純額）	15,076	13,385
車両運搬具（純額）	7,811	10,868
工具、器具及び備品（純額）	178,294	183,189
土地	² 491,574	² 482,419
リース資産（純額）	97,359	26,574
有形固定資産合計	¹ 1,577,289	¹ 1,552,754
無形固定資産		
ソフトウェア	19,226	65,686
リース資産	23,548	14,170
その他	635	443
無形固定資産合計	43,409	80,300
投資その他の資産		
投資有価証券	9,208	9,524
破産更生債権等	15,508	26,691
長期前払費用	13,620	13,581
繰延税金資産	402,466	179,053
敷金及び保証金	416,783	447,928
その他	44,384	39,634
貸倒引当金	13,542	26,691
投資その他の資産合計	888,429	689,722
固定資産合計	2,509,128	2,322,777
資産合計	4,295,177	4,779,166

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,118,578	1,337,914
短期借入金	2,3 850,000	2,3 850,000
1年内返済予定の長期借入金	2,3 243,136	2,3 243,136
リース債務	97,170	36,847
未払金	94,403	100,854
未払費用	125,865	141,612
未払法人税等	13,275	13,854
未払消費税等	8,270	50,040
前受金	23,823	21,800
預り金	7,790	5,583
賞与引当金	40,000	41,694
その他	4,071	2,307
流動負債合計	2,626,386	2,845,645
固定負債		
長期借入金	2,3 1,645,296	2,3 1,402,160
長期未払金	200,041	145,938
リース債務	47,831	10,983
資産除去債務	216,818	227,865
長期預り敷金保証金	118,298	111,158
固定負債合計	2,228,286	1,898,106
負債合計	4,854,672	4,743,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	610,606	16,806
利益剰余金合計	610,606	16,806
株主資本合計	560,606	33,193
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,111	2,221
評価・換算差額等合計	1,111	2,221
純資産合計	559,495	35,414
負債純資産合計	4,295,177	4,779,166

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	5,165,967	5,528,207
売上高	4,921,478	5,299,854
売上原価		
商品期首たな卸高	72,879	46,449
当期商品仕入高	787,017	492,853
合計	859,896	539,302
商品期末たな卸高	46,449	41,238
商品売上原価	¹ 813,447	¹ 498,064
売上総利益	4,108,031	4,801,790
営業収入		
不動産賃貸収入	244,488	228,353
営業収入合計	244,488	228,353
営業総利益	4,352,520	5,030,143
販売費及び一般管理費	² 3,938,404	² 4,341,033
営業利益	414,116	689,109
営業外収益		
受取利息及び配当金	300	323
受取手数料	2,448	1,914
補助金収入	20,902	-
雑収入	10,607	10,486
営業外収益合計	34,258	12,723
営業外費用		
支払利息	52,201	44,916
その他	4,445	5,951
営業外費用合計	56,647	50,868
経常利益	391,728	650,965
特別利益		
投資有価証券売却益	-	507
受取保険金	101,644	-
受取補償金	-	³ 210,160
資産除去債務戻入益	-	6,746
特別利益合計	101,644	217,414
特別損失		
固定資産売却損	⁴ 41,030	-
固定資産除却損	-	⁵ 14,084
減損損失	⁶ 3,931	⁶ 17,155
店舗閉鎖損失	10,135	5,180
その他	8,129	1,454
特別損失合計	63,228	37,874
税引前当期純利益	430,144	830,506
法人税、住民税及び事業税	10,279	13,854
法人税等調整額	135,484	222,851
法人税等合計	145,763	236,706
当期純利益	284,381	593,800

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	894,988	894,988	844,988
当期変動額				
当期純利益	-	284,381	284,381	284,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	284,381	284,381	284,381
当期末残高	50,000	610,606	610,606	560,606

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	90	90	844,897
当期変動額			
当期純利益	-	-	284,381
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,021	1,021	1,021
当期変動額合計	1,021	1,021	285,402
当期末残高	1,111	1,111	559,495

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	610,606	610,606	560,606
当期変動額				
当期純利益	-	593,800	593,800	593,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	593,800	593,800	593,800
当期末残高	50,000	16,806	16,806	33,193

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,111	1,111	559,495
当期変動額			
当期純利益	-	-	593,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,109	1,109	1,109
当期変動額合計	1,109	1,109	594,909
当期末残高	2,221	2,221	35,414

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	430,144	830,506
減価償却費	233,339	243,632
減損損失	3,931	17,155
長期前払費用償却額	19,112	16,895
受取保険金	101,644	-
受取補償金	-	210,160
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,551	13,149
賞与引当金の増減額(は減少)	4,000	1,694
受取利息及び受取配当金	300	323
支払利息	52,201	44,916
固定資産売却損	41,030	-
固定資産除却損	-	14,084
資産除去債務履行差額(は益)	24,719	1,466
店舗閉鎖損失	10,135	5,180
売上債権の増減額(は増加)	138,697	200,680
たな卸資産の増減額(は増加)	30,064	6,061
仕入債務の増減額(は減少)	175,195	219,335
未払金の増減額(は減少)	6,221	81,462
未払消費税等の増減額(は減少)	16,309	45,641
その他	1,388	524
小計	764,642	966,569
利息及び配当金の受取額	300	323
利息の支払額	51,750	45,277
保険金の受取額	101,644	-
補償金の受取額	-	210,160
退店違約金等の支払額	10,423	5,180
法人税等の支払額	13,059	13,324
法人税等の還付額	49	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	791,403	1,113,316
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	210,000
有形固定資産の取得による支出	222,341	86,821
有形固定資産の売却による収入	12,326	-
有形固定資産の除却による支出	707	4,382
無形固定資産の取得による支出	3,136	61,970
投資有価証券の売却による収入	-	1,862
敷金及び保証金の差入による支出	29,926	52,309
敷金及び保証金の回収による収入	25,525	15,164
資産除去債務の履行による支出	51,566	6,322
その他	24,865	15,246
投資活動によるキャッシュ・フロー	244,960	420,024
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	165,000	-
長期借入金の返済による支出	366,568	243,136
リース債務の返済による支出	119,457	98,352
設備関係割賦債務の返済による支出	83,218	89,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	404,244	431,447
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	142,198	261,844
現金及び現金同等物の期首残高	815,140	957,339
現金及び現金同等物の期末残高	1 957,339	1 1,219,183

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による低価法を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～40年
構築物	5年～40年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	179,053千円

(注) 相殺前の繰延税金資産の金額は225,807千円になります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産の計上にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い会社分類を決定したうえで、会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っております。

過去3年においては災害による損失等により、重要な税務上の欠損金が生じた事業年度もありました。近年高まっていた中食需要を満たす商品の販売強化を進めることにより、当期、売上が伸長しております。当社は翌事業年度以降も、当該事業環境が継続する中で、シェアショップ事業を拡大させることにより、課税所得が将来にわたり安定的に獲得できるという事業計画を作成しております。

その結果、当社は将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じると判断し、スケジュール可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

当該事業計画における主要な仮定はシェアショップ事業の売上高及び営業利益率であります。しかし、事業計画に使用された主要な仮定は見積りの不確実性と経営者の主観性を伴うものであります。

従いまして、予測不能な前提条件の変化等により、シェアショップ事業の売上高や営業利益率等が変化し、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、繰延税金資産を減額する可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
減損損失	17,155千円
有形固定資産	1,552,754千円
無形固定資産	80,300千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産や無形固定資産について、資産又は資産グループに減損の兆候が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産又は資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産又は資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて算定した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。将来キャッシュ・フローが見込めない場合は、零としております。

当社は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来、追加で減損損失を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,620,453千円	2,669,307千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
建物	30,884千円	28,832千円
土地	478,129千円	478,129千円
計	509,013千円	506,962千円

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期借入金	850,000千円	850,000千円
1年内返済予定の長期借入金	220,000千円	220,000千円
長期借入金	280,000千円	280,000千円
計	1,350,000千円	1,350,000千円

3 財務制限条項

前事業年度(2020年9月30日)

当事業年度末の借入金のうち、短期借入金850,000千円、1年以内返済予定の長期借入金220,000千円及び長期借入金1,550,000千円について財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- ・借入人の各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当事業年度(2021年9月30日)

当事業年度末の借入金のうち、短期借入金850,000千円、1年以内返済予定の長期借入金220,000千円及び長期借入金1,330,000千円について財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- ・借入人の各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越限度額	1,030,000千円	900,000千円
借入実行残高	850,000千円	850,000千円
差引額	180,000千円	50,000千円

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれており
ます。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
	336千円	337千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
給与及び手当	1,655,560千円	1,827,277千円
地代家賃	997,329千円	1,108,377千円
賞与引当金繰入額	40,000千円	41,694千円
減価償却費	233,339千円	243,632千円
貸倒引当金繰入額	2,551千円	13,149千円
おおよその割合		
販売費	76.3%	75.8%
一般管理費	23.7%	24.2%

- 3 受取補償金

2018年9月期に以前の親会社であった株式会社エアクスに対して計上した貸倒損失に対して、財務諸表「注
記事項（関連当事者情報）」に記載のとおり、当社代表取締役社長高品政明より受取補償金210,160千円を
受領しました。

- 4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
建物	18,996千円	-
構築物	148千円	-
工具、器具及び備品	3千円	-
土地	21,882千円	-
計	41,030千円	-

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
建物	-	13,984千円
工具、器具及び備品	-	100千円
計	-	14,084千円

6 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

場所	用途	種類	減損損失
愛知県	店舗	工具、器具及び備品	1,381千円
兵庫県	店舗	工具、器具及び備品	2,550千円
合計			3,931千円

当社は、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった店舗について、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

場所	用途	種類	減損損失
北海道	賃貸不動産	建物 構築物 土地	17,031千円
茨城県	店舗	建物	123千円
合計			17,155千円

当社は、事業用資産である店舗については店舗ごとに、賃貸不動産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった店舗及び賃貸不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い方の金額により測定しております。正味売却価額については、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	430,000	-	-	430,000

(注) 当社は、2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回(2018年)ストックオプションとしての新株予約権(注1)	-	-	-	-	-	-
第2回(2019年)ストックオプションとしての新株予約権(注2)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 1.第1回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。
2.第2回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	430,000	3,870,000	-	4,300,000

(注) 当社は、2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回(2018年)ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第2回(2019年)ストックオプションとしての新株予約権(注1)	-	-	-	-	-	-
第3回(2020年)ストックオプションとしての新株予約権(注2)	-	-	-	-	-	-
第4回(2020年)ストックオプションとしての新株予約権(注3)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 1. 第2回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 第3回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 第4回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	957,339 千円	1,429,183 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	210,000 千円
現金及び現金同等物	957,339 千円	1,219,183 千円

2 重要な非資金取引についての内容は、次のとおりであります。

新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
重要な資産除去債務の額	44,886 千円	22,187 千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、POSレジ及び商品陳列什器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
1年内	11,840 千円	8,611 千円
1年超	7,163 千円	10,820 千円
合計	19,003 千円	19,431 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用においては短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、設備投資計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入により調達しています。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場リスクに晒されております。

破産更生債権等は、主に過去に店舗用建物として賃借し、既に退去している物件に係る不動産賃借契約に関連し、発生した敷金返還請求権であり、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借契約に伴うものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び長期未払金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。なお、一部の長期借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

長期預り敷金保証金は、主に店舗に入居するテナントから預け入れされたものであります。

また、これらの営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権である売掛金及び未収入金について、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金並びに破産更生債権等について、回収状況等の継続的なモニタリングを行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理統括部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	957,339	957,339	-
(2) 売掛金	699,565	699,565	-
(3) 未収入金	9,294	9,294	-
(4) 投資有価証券	9,208	9,208	-
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金()	15,508 13,542		
	1,966	1,966	-
(6) 敷金及び保証金	416,783	416,470	312
資産計	2,094,153	2,093,841	312
(1) 買掛金	1,118,578	1,118,578	-
(2) 短期借入金	850,000	850,000	-
(3) 未払金	94,403	94,403	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,888,432	1,875,022	13,410
(5) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	145,002	143,527	1,474
(6) 長期未払金	200,041	183,251	16,790
(7) 長期預り敷金保証金	118,298	117,946	352
負債計	4,414,755	4,382,728	32,027

() 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,429,183	1,429,183	-
(2) 売掛金	900,245	900,245	-
(3) 未収入金	3,718	3,718	-
(4) 投資有価証券	9,524	9,524	-
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金()	26,691 26,691		
	-	-	-
(6) 敷金及び保証金	447,928	447,633	294
資産計	2,790,600	2,790,305	294
(1) 買掛金	1,337,914	1,337,914	-
(2) 短期借入金	850,000	850,000	-
(3) 未払金	100,854	100,854	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,645,296	1,619,132	26,163
(5) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	47,831	47,669	162
(6) 長期未払金	145,938	134,624	11,314
(7) 長期預り敷金保証金	111,158	110,825	332
負債計	4,238,992	4,201,020	37,972

() 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は主に株式であり、時価については取引所の価格等によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等は、回収見込額に基づいて貸倒引当金を設定しているため、時価については決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、及び(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務、及び(6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	957,339			
売掛金	699,565			
未収入金	9,294			
敷金及び保証金	78,393	291,732	41,134	5,522
合計	1,744,591	291,732	41,134	5,522

(注) 破産更生債権等(貸借対照表計上額15,508千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,429,183			
売掛金	900,245			
未収入金	3,718			
敷金及び保証金	155,771	267,512	19,121	5,522
合計	2,488,919	267,512	19,121	5,522

(注) 破産更生債権等(貸借対照表計上額26,691千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
長期借入金	243,136	243,136	243,136	243,136	243,136	672,752
リース債務	97,170	36,847	5,388	5,465	129	-
長期未払金	89,959	72,625	72,399	50,812	4,204	-
合計	1,280,266	352,608	320,924	299,414	247,470	672,752

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
長期借入金	243,136	243,136	243,136	243,136	243,136	429,616
リース債務	36,847	5,388	5,465	129	-	-
長期未払金	85,769	78,167	56,579	10,681	510	-
合計	1,215,753	326,691	305,181	253,946	243,646	429,616

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2020年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	7,890	6,216	1,673
小計	7,890	6,216	1,673
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	1,316	1,316	
その他	1	1	
小計	1,317	1,317	
合計	9,208	7,534	1,673

(注) 取得原価は、減損後の帳簿価額であります。

当事業年度(2021年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	9,523	6,178	3,344
小計	9,523	6,178	3,344
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	1	1	
小計	1	1	
合計	9,524	6,179	3,344

(注) 取得原価は、減損後の帳簿価額であります。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,862	507	-

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当事業年度において、投資有価証券について1,893千円の減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券の減損にあたって、事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復の見込みがないと判断して、減損処理を行う方針であります。また、時価の下落率が取得原価の50%未満の場合でも、時価の推移及び発行会社の財政状態を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行う方針であります。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未上場企業であり、付与日時点においてストック・オプション等の単位あたりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 200,000株
付与日	2018年12月19日
権利確定条件	権利行使時点において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位をも喪失していないこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年12月19日から2028年12月18日まで

	第2回新株予約権
決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社従業員61名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 222,000株
付与日	2019年12月25日
権利確定条件	権利行使時点において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位をも喪失していないこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年12月25日から2029年12月24日まで

	第3回新株予約権
決議年月日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,000株
付与日	2020年12月16日
権利確定条件	権利行使時点において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位をも喪失していないこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年12月16日から2030年12月15日まで

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 5,000株
付与日	2021年9月14日
権利確定条件	権利行使時点において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位をも喪失していないこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年9月14日から2031年8月30日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年12月18日	2019年12月24日	2020年12月15日
権利確定前(株)			
前事業年度末	200,000	230,000	-
付与	-	-	3,000
失効	-	8,000	-
権利確定	100,000	-	-
未確定残	100,000	222,000	3,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	100,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	100,000	-	-

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	5,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	5,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年12月18日	2019年12月24日	2020年12月15日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日
権利行使価格(円)	0.6
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)により算出した価額に基づき決定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | -円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | -円 |

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	380,456千円	107,228千円
資産除去債務	72,829千円	76,524千円
減損損失	78,414千円	68,203千円
賞与引当金	13,436千円	14,002千円
貸倒引当金	4,548千円	8,963千円
未払賞与社会保険料	2,253千円	2,348千円
電話加入権評価損	8,234千円	761千円
その他	282千円	1,049千円
繰延税金資産小計	560,455千円	279,081千円
評価性引当額(注)1	108,698千円	53,274千円
繰延税金資産合計	451,757千円	225,807千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	48,729千円	45,630千円
その他有価証券評価差額金	562千円	1,123千円
繰延税金負債合計	49,291千円	46,753千円
繰延税金資産純額	402,466千円	179,053千円

(注)1. 評価性引当額に重要な変動が発生しております。当該変動の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにあります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	103,696	276,760	380,456
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	103,696	276,760	(b) 380,456

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度以降において、課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断しております。

当事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (c)	-	-	-	-	-	107,228	107,228
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	107,228	(d) 107,228

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 翌事業年度以降において、課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率 (調整)	-	33.6%
住民税均等割	-	1.7%
評価性引当額の減少	-	6.7%
その他	-	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	28.5%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物等の耐用年数をもとに見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債流通利回り(0.001%~0.308%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	198,362千円	216,818千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,886千円	22,187千円
時の経過による調整額	417千円	461千円
資産除去債務の履行による減少額	26,847千円	4,855千円
資産除去債務の戻入による減少額	-	6,746千円
期末残高	216,818千円	227,865千円

(賃貸等不動産関係)

当社では、千葉県及びその他の地域において、賃貸用商業施設等を有しております。2020年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は24,998千円(賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)、売却による損失は41,030千円(売却損は特別損失に計上)であります。2021年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21,011千円(賃貸収益は不動産賃貸収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)、減損損失は17,155千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	494,173	453,793
	期中増減額	40,380	33,460
	期末残高	453,793	420,333
期末時価		255,979	230,982

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前事業年度の増加は、千葉県木更津市の建物の取得(26,673千円)、主な減少は、北海道北見市の建物及び土地の売却(54,398千円)であります。
当事業年度の主な減少は、北海道夕張市の建物、構築物及び土地の減損損失(17,031千円)であります。
3. 期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、シェアショップ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の事業セグメントは、シェアショップ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の事業セグメントは、シェアショップ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、シェアショップ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	高品 政明	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接11.6 間接72.4	債務被保証	当社借入に 対する債務被 保証(注)1	1,573,644	-	-
							当社不動産賃 借契約の債務 被保証(注) 2	381,387	-	-

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長高品政明より債務保証を受けております。取引金額は、当事業年度の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長高品政明の債務保証を受けております。取引金額については、2019年10月1日から2020年9月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	高品 政明	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接12.3 間接73.6	債務被保証	当社借入に 対する債務被 保証(注)1	1,516,518	-	-
							当社不動産賃 借契約の債務 被保証(注) 2	419,490	-	-
						補償金受領	貸付金の貸倒 に係る補償金 の受領(注)3	210,160	-	-

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長高品政明より債務保証を受けております。取引金額は、当事業年度の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長高品政明の債務保証を受けております。取引金額については、2020年10月1日から2021年9月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、2021年8月に、当社代表取締役社長の高品政明（以下「同氏」という。）より、受取補償金として210,160千円を受領し、特別利益として計上しました。これは、2018年9月期に貸倒損失として処理した、以前の親会社であった株式会社イアクセス（2018年12月に破産。以下「同社」という。）への金銭の貸付に関連し、同氏の同社への貸付当時の取締役としての損害賠償責任が発生している懸念について、当社と同氏との間で和解が成立したことによるものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	130円12銭	8円24銭
1 株当たり当期純利益	66円14銭	138円09銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2021年 9 月 9 日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日)
当期純利益 (千円)	284,381	593,800
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	284,381	593,800
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,300,000	4,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 2 種類 (新株予約権42,200個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります</p>	<p>新株予約権 4 種類 (新株予約権43,000個) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります</p>

(重要な後発事象)

一般募集による新株式の発行

当社は、2021年12月24日付で東京証券取引所マザーズに上場致しました。この上場にあたり、2021年11月19日及び2021年12月6日開催の取締役会において、次のとおり公募による新株式の発行を決議し、2021年12月23日に払込が完了致しました。

(1) 募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 900,000株
(3) 発行価格	1株につき1,560円 一般募集はこの価格にて行いました。
(4) 引受価額	1株につき1,435.20円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
(5) 払込金額	1株につき1,266.50円 この金額は会社法上の払込金額であり、2021年12月6日開催の取締役会において決定された金額であります。
(6) 資本組入額	1株につき717.60円
(7) 発行価格の総額	1,404,000千円
(8) 払込金額の総額	1,291,680千円
(9) 資本組入額の総額	645,840千円
(10) 払込期日	2021年12月23日
(11) 資金の用途	わくわく広場の新規出店用の設備投資 基幹システム等のIT設備投資

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,290,910	* 1) 137,578	* 3) 143,358 (7,946)	2,285,130	1,448,813	70,683	836,316
構築物	479,113	3,704	* 3) 12,588 (52)	470,228	456,842	5,305	13,385
車両運搬具	32,250	7,226	-	39,477	28,609	4,170	10,868
工具、器具及び 備品	442,682	* 1) 72,604	* 3) 2,570	512,716	329,527	67,609	183,189
土地	491,574	-	* 3) 9,155 (9,155)	482,419	-	-	482,419
リース資産	461,211	-	* 4) 29,122	432,088	405,514	70,784	26,574
有形固定資産計	4,197,743	221,114	196,796 (17,155)	4,222,061	2,669,307	218,553	1,552,754
無形固定資産							
ソフトウェア	26,899	* 2) 61,970	-	88,870	23,183	15,509	65,686
リース資産	78,523	-	* 4) 31,633	46,890	32,719	9,378	14,170
その他	2,215	-	-	2,215	1,771	191	443
無形固定資産計	107,638	61,970	31,633	137,975	57,674	25,079	80,300
長期前払費用	67,957	9,209	28,385	48,780	28,493	16,895	20,286

(注) * 1) 主に新規出店10店舗に伴う増加であります。

* 2) 基幹システムへの追加投資に伴う増加であります。

* 3) 主に店舗の譲渡及び除却並びに減損処理による減少であります。

* 4) リース期間の終了による減少であります。

5) 「当期減少額」欄の()は内書きは、減損損失の計上額であります。

6) 「長期前払費用」の「差引当期末残高」20,286千円のうち、1年以内に費用となるべき金額は6,705千円であり、流動資産の前払費用に組替えて掲記しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	850,000	850,000	1.31	-
1年以内に返済予定の長期借入金	243,136	243,136	1.32	-
1年以内に返済予定のリース債務	97,170	36,847	1.75	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,645,296	1,402,160	1.32	2023年10月31日から 2027年7月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	47,831	10,983	1.75	2023年10月31日から 2026年7月20日
その他有利子負債				
未払金	89,959	85,769	1.40	-
長期未払金	200,041	145,938	1.40	2023年10月31日から 2027年7月31日
合計	3,173,435	2,774,835	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務、及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	243,136	243,136	243,136	243,136	429,616
リース債務	5,388	5,465	129	-	-
長期未払金	78,167	56,579	10,681	510	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	13,542	13,149	-	-	26,691
賞与引当金	40,000	41,694	36,710	3,289	41,694

(注) 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給見込額と実際支給額の差額による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	107,819
預金	
当座預金	219,742
普通預金	891,621
定期預金	210,000
計	1,321,363
合計	1,429,183

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イオンモール株式会社	195,698
イオンリテール株式会社	99,636
三井不動産株式会社	94,144
イオンタウン株式会社	78,866
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	47,533
イオン九州株式会社	37,705
その他	346,658
合計	900,245

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
699,565	17,932,183	17,731,503	900,245	95.17%	16.28

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
食品、飲料	37,370
その他	3,867
合計	41,238

貯蔵品

区分	金額(千円)
店舗用消耗品	5,585
その他	2,502
合計	8,087

敷金及び保証金
相手先別内訳

区分	金額(千円)
イオンモール株式会社	64,942
三井不動産株式会社	35,047
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	17,150
イオンタウン株式会社	13,958
イオンリテール株式会社	11,500
ユニー株式会社	11,500
その他	293,829
合計	447,928

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ユアサ・フナシヨク株式会社	14,620
千葉県酒類販売株式会社	5,647
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	2,709
株式会社田中	2,148
株式会社ドースイ	2,099
その他 (注)	1,310,687
合計	1,337,914

(注) 主たる相手先は登録生産者であります。

長期預り敷金保証金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ゲオホールディングス	38,600
株式会社リカーマウンテン	15,000
有限会社シミズ百貨店	6,875
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	5,610
株式会社富士薬品	4,500
その他	40,573
合計	111,158

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	-	-	4,097,318	5,528,207
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	473,527	830,506
四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	334,986	593,800
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	77.90	138.09

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	-	-	26.09	60.19

- (注) 1. 当社は、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
2. 当社は、2021年12月24日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しております。 https://takayoshi-inc.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、2021年12月24日付で株式会社東京証券取引所マザーズへ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されております。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）を2021年11月19日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年12月7日及び2021年12月15日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書を2021年12月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月27日

株 式 会 社 タ カ ヨ シ
取 締 役 会 御 中

PwC京都監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 中村 源

指定社員
業務執行社員

公認会計士 齋藤 勝彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカヨシの2020年10月1日から2021年9月30日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカヨシの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年11月19日及び2021年12月6日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、2021年12月23日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸借対照表に繰延税金資産を179,053千円（相殺前の金額は225,807千円）計上している。</p> <p>会社は、繰延税金資産の計上にあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い会社分類を決定したうえで、会社分類に応じた繰延税金資産の回収可能額を見積っている。</p> <p>過去3年においては災害による損失等により、重要な税務上の欠損金が生じた事業年度もある。近年高まっていた中食需要を満たす商品の販売強化を進めることにより、当期、売上が伸長している。会社は翌事業年度以降も、当該事業環境が継続する中で、シェアショップ事業を拡大させることにより、課税所得が将来にわたり安定的に獲得できるという事業計画を作成している。</p> <p>その結果、会社は将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じると判断し、スケジュール可能な将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、当該事業計画における重要な仮定はシェアショップ事業の売上高及び営業利益率である。しかし、事業計画に使用された重要な仮定は見積りの不確実性と経営者の主観性を伴う。</p> <p>そこで、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 事業計画の策定及び将来の課税所得の見積りを含む、繰延税金資産の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)会社分類及び課税所得の発生見込みの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の重要な税務上の欠損金が生じた原因について、会社担当者への質問及び過去の税務申告書の閲覧を行い、当該重要な税務上の欠損金が非経常的な特別の原因により発生したものであるかどうかを検討した。 経営者による将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業計画におけるシェアショップ事業の売上高や営業利益率の達成可能性について、経営者に質問を行い、会社の事業環境についての監査人の理解に照らして不合理な点が無いか検討した。 経営者の事業計画を評価するに当たって、重要な仮定であるシェアショップ事業の売上高及び営業利益率について、過去実績からの趨勢分析及び感応度分析を実施した。 過去の事業計画及び財務諸表を閲覧し、過去における事業計画の中長期的な達成状況を検討した。 過去3年の納税申告書、当期の納税申告書ドラフトを閲覧し、過去3年及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移、過去の非経常的な特別の原因により発生した重要な税務上の欠損金の金額より、当該重要な税務上の欠損金の影響を除外すると課税所得が安定的に生じているかどうかを検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。